

舞政デ第 7 8 号
令和 7 年 7 月 1 8 日

見積合わせ参加事業者 様

舞鶴市政策推進部
デジタル推進室デジタル推進課

回 答 書

件名：舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル) 業務

番号	件 名	質 問	回 答
1	提案書及び見積書の提出期限について	貴市ホームページ記載の日時（8/1 17時）と「舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル)業務事業者選定実施要項」6(2)に記載の日時（7/30 17時）が異なっているが、どちらが正か。	実施要領に記載の（7/30 17時）が正しいです。 ホームページの記載を修正しました。
2	「舞鶴市情報セキュリティ監査(βモデル)業務事業者選定実施要項」6(4)提出方法について	封緘した封筒をそのまま普通郵便で送付することはできないため、封緘した封筒をレターパックで送付しても問題ないか。	問題ございません。
3	「kintone 監査」の実施について	監査で使用する適用基準は、下記の通りと記載されています。 ウ kintone 利用取扱要領 エ kintone アプリ「機密性 2 以上 アプリ協議」 このため、kintone アプリ監査は総務省のガイドラインではなく指定された本基準への準拠性と運用・管理の状況確認が監査業務の内容と考えてよろしいでしょうか。	その認識で間違いございません。

番号	件 名	質 問	回 答
4	kintone 利用取扱要領について	本利用取扱要領の記載内容に関して概略を教えてください。 これにはkintoneアプリの運用保守方針、ログ管理指針、アカウント管理指針等の内容が書かれているようなものでしょうか。	概略ですが、主に運用保守方針、管理指針の内容を記載しております。
5	kintone アプリ「機密性2以上 アプリ協議」について	「kintone アプリ「機密性2以上 アプリ協議」」という資料が参考とする基準として書かれていますが、これはどのような基準で、どのような内容が書かれているものか、今の時点でお聞きすることは可能でしょうか。 可能でしたら概略で結構ですので、お教え下さい。	アプリ作成時に申請された「データ項目」「業務フロー」「アクセス権」等の項目に対し実際の運用が正しく行われているかなどの監査を想定しています。
6	「kintone 監査」の対象について	Kintoneアプリ監査の対象課様は開発元となるのでしょうか、もしくは利用課でしょうか。	開発元です。
7	報告会に関して	監査報告会ではkintoneアプリ監査の結果も含んで報告する形でしょうか。	その認識で間違いございません。
8	会議の開催に関して	会議の開催は適宜We b会議併用でも問題ないでしょうか。 受託者側がWe b会議ツールを準備する場合は、そのツールに制限はありますか。	事前の調整についてはWEB会議で問題ございません。 ツールの指定はありませんが、本市側でよく利用するツールはGooglemeetです。